



発行所
社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

先づ「我国の本体」を見据えよ

—南洲翁生誕百八十年に思ふ—

野間口 俊行

昨年会社法が改正されて、今年の五月から「三角合併」が解禁された。一連の企業法の改正で、世界の中で日本ほど企業買収をしやすい国はないと言はれるまでになってゐる。

先頃、米系投資ファンドのステイール・パートナーズによる「ブルドックソース」の敵対的買収が世の関心を引いたが、ステイール・パートナーズはあちらこちらの株主総会で増配を要求した。しかし、米国では株主総会で増配を要求することはないと聞く。それは経営判断事項だからである。村上ファンドが「東京スタイル」に対して一株五百円の配当を求めて委任状合戦を展開した時、日本株を大量に保有してゐる米カリフォルニア州職員退職年金基金は委任状を与へなかつたと言はれてゐる。案外知られてゐないが、米国は連

邦法としての会社法を持つてゐない。米国企業は州ごとの会社法で設立されてゐる。各州政府は、雇用や地域の問題等に敏感だから、自州の企業を守るためさまざまな反テイクオーバー法（敵対的買収を規制する法律）を制定してゐる。八〇年代の企業買収ブームが従業員の給与カットや工場閉鎖によるリストラを招き、地方経済を衰微させたからである。九〇年代前半には、州法レベルで「企業の経営者は株主利益だけを追求してはならない。従業員、取引先、地域共同体といったステークホルダー（利害関係者の利益を考慮せよ）」と明記するやうになってゐる。これまで米国は株主資本主義であると言はれることが多かつたが、実は様々な制約が課せられてゐることをわれ

われ日本人は知る必要がある。米国式経営では四半期ごとの業績に重きが置かれるためメーカーが持つ技術力などは軽視されがちである。しかし大企業経営者は、短期の株価上昇を狙ふ株主の迷惑や時価総額の短期的減少を気にせず、本来の経営に専念できる環境を望んでゐること、当然のことだと思ふ。

わが国には創業百年以上の会社（個人企業を含む）が十萬社以上ある。大阪の建築会社「金剛組」に至つては、元祖が四天王寺の創建（六世紀末）にかかはり現在まで、千四百年の歴史を伝えてゐる。総合建設業・竹中工務店の創業者は織田信長に仕へた竹中藤兵衛正高で、再来年には創業四百年を迎へる。住友や三井なども三百有余年を経てゐる。これらはほんの一例だが、百年を超える企業が国内に十萬社を超えるといふことは、日本的企業経営が間違つてはゐないといふことの何よりの証左である。

企業は国籍とは無関係に「利潤」を追ひ求めてゐるやうに見える。しかし、企業経営は信用秩序・商慣習・労働観等々と深く関はる文化現象であることを見落としてはならない。共同体の伝統と企業経営は密接に関連してゐるのである。経済のグロ

バル化は不可避ではあるが、それならば猶のことを見る目を曇らせてはならないと強く感じてゐる。給与体系や雇用のあり方も優れて文化であることを強調して置きたい。

今年には西郷隆盛生誕百八十年、歿後百三十年といふことで、ここ鹿児島では記念講演会や記念展の開催など、盛り沢山の催しが実施された。西郷さんの『南洲翁遺訓』の中に次のやうな一節がある。

「広く各国の制度を採り開明に進まんとならば、先づ我国の本体を居え、風教を張り、然して後徐かに彼の長所を斟酌するものぞ。否らずして猥りに彼に倣ひなば、国体は衰頽し、風教は萎靡して匡救すべからず。終に彼の制を受くるに至らんとす」

西郷さんが説いてゐることは、外国の制度を取り入れる前に、自国の本質をしっかりと見据えよ。その上で、外国に学び、徐々にその長所を取り入れよといふことである。直接的には法律や政治制度に関して述べると思はれるが、他の全ての分野にも言へることである。声高なグローバル化の声に、我を忘れてはならない。

(鹿児島県信用保証協会勤務数へ五十七歳)